

# 夏季ダイヤ未だ 提案されず

## 国労東北自動車支部

発 責 北山修司  
編 責 教 宣 部  
NO,55  
2015.2.6

国労加入  
で職場を  
変えよう

これまで毎年のようにダイヤ改正時、会社よりダイヤ提案を受けてきましたが「平成27年度夏季ダイヤ改正」については未だありません。前代未聞です。

突然の提案  
昨年、冬季ダイヤ改正解明団交終了後、突然、会社より「大幅に変更した場合のみ提案とし、それ以外は窓口等を活用し

お知らせとしたい」提案がありました。お知らせとしたい。提案がありましたが合意に至っていません。そもそも提案の内容は労組法第7条2号に抵触します。2号は団交の交渉人数を制

限したり、交渉内容の制限。回答根拠の資料を提示しないなどを不誠実団交とし不当労働行為扱いとみなしています。  
労使対等の原則  
ダイヤ改正は職場の労働条件と直結する問題であり場合によっては人事異動も含まれます。早急に提案団交をすべきです。

国労仙地 申 第15号  
2015年 1月26日

ジェイアールバス東北株式会社  
代表取締役社長 中村 泰之 殿

国鉄労働組合仙台地方本部  
執行委員長 大 沼 元

### 「ダイヤ改正の会社側提案のあり方について」の申し入れ

国鉄の分割・民営化が実施された翌年、昭和63年4月1日からジェイアールバス東北(株)は、JR東日本から経営分離しバス事業を基軸に営業展開をしてきました。近年、バス事故が社会的注目を集め「安全・安定輸送」の確保が必須の課題として求められる中、日夜業務に邁進している社員の様々な意見や声について毎年のように提案されるダイヤ改正交渉は貴重な機会となっています。

昨年10月16日、貴社より「ダイヤ改正の会社側提案のあり方について」提案がされましたが労働組合法上の問題もあり和解の趣旨を踏まえ、下記のとおり申し入れるので速やかに団体交渉を開催し、誠意ある回答を求めます。

#### 記

1. 「平成27年度夏季ダイヤ改正」に関する団体交渉について見解をあきらかにすること。
2. 提案書面に日付、会社名が記載されないのは何故かあきらかにすること。
3. 提案する際、回答期限を設定しないのは何故かあきらかにすること。
4. 提案内容は労働組合法第7条2号に抵触すると考えるが見解をあきらかにすること。
5. 「大幅に変更した場合のみ、会社側の提案としたい」の大幅の規模、内容とはどのようなものかあきらかにすること。
6. 窓口折衝は本交渉に向けた予備折衝と考えるが見解をあきらかにすること。
7. 経営協議会、労働協約締結に向けた見解をあきらかにすること。
8. 問題が起きた場合は速やかに団体交渉を行うこと。

### ※労働組合法・第七条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。

ただし、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。

二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。(以下三、四は省略)

### お知らせ

1月19日(月)岩手医大病院に入院し22日手術した安部さんが2月2日無事退院しました。今後は職場復帰に向け自宅療養になります。安部「お見舞い有難う。ご心配かけました。」

